

(別紙) あすか山訪問看護ステーションの利用料について

医療保険の精神科訪問看護

1. 精神科訪問看護の利用料

主治医が精神科訪問看護の必要を認めて交付した精神科訪問看護指示書及び、精神科訪問看護計画書に基づき、精神科訪問看護を提供して、かかった費用の一部の支払いを受けます。

【参考】

介護保険の要介護・要支援認定者にあっても医療保険の訪問看護の給付となる場合

- ① 急性増悪等により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示書が出ている場合、月1回に限り、指示の日から14日を限度（気管カニューレ使用者や真皮を越える褥瘡のある場合は一月に2回まで）として、医療保険の訪問看護となります。
- ② 精神科訪問看護は介護保険ではなく医療保険の訪問看護となります。ただし認知症は介護保険です。
- ③ 末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等は医療保険の訪問看護となります。
- ④ 入院中の外泊時の訪問看護は医療保険の訪問看護となります。

2. 後期高齢者医療被保険者証及び、国民健康保険高齢受給者証をもっている方

一般の方	訪問看護に要する費用の1割	被保険者証及び受給者証に記載
一定以上所得のある方	訪問看護に要する費用の2割	
現役並みの所得の方	訪問看護に要する費用の3割	

3. 就学前の利用者は2割ですが、69歳までの方は3割負担です。

※公費負担医療受給者証（精神通院）をお持ちの方は自己負担上限額が設定されています。
利用料の負担がない場合もあります。

4. 精神科訪問看護療養費一覧表

◆基本利用料金	
精神科訪問看護基本療養費 I (1日1回につき)	週3日まで (30分以上) 5,550 円 (30分未満) 4,250 円 週4日以降 (30分以上) 6,550 円 (30分未満) 5,100 円

精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一建物居住者で同一日3人以上)	週3日まで(30分以上) 2,780円 (30分未満) 2,130円 週4日以降(30分以上) 3,280円 (30分未満) 2,550円
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ<外泊日の訪問看護> 入院中1回(厚生労働大臣が定める疾病等は2回)	8,500円
イ 機能強化型訪問看護管理療養費Ⅰ イ 訪問看護管理療養費1	月の初日 13,230円 2日目以降 3,000円
ロ 機能強化型訪問看護管理療養費Ⅱ イ 訪問看護管理療養費1	月の初日 10,030円 2日目以降 3,000円
ハ 機能強化型訪問看護管理療養費Ⅲ イ 訪問看護管理療養費1	月の初日 8,700円 2日目以降 3,000円
ニ イ～ハまで以外の場合 イ 訪問看護管理療養費1	月の初日 7,670円 2日目以降 3,000円
長時間精神科訪問看護加算 週1日(別に厚生労働大臣が定める者(15歳未満の小児 で別表第8)の場合は週3日)	5,200円
複数名精神科訪問看護加算 看護師等と同時訪問 1日1回の場合	同一建物内1人又は2人 4,500円 同一建物内3人以上 4,000円
1日2回の場合	同一建物内1人又は2人 9,000円 同一建物内3人以上 8,100円
1日3回以上の場合	同一建物内1人又は2人 14,500円 同一建物内3人以上 13,000円
看護補助者と同時訪問	同一建物内1人又は2人 3,000円 同一建物内3人以上 2,700円
夜間・早朝訪問看護加算 夜間(18～22時)・早朝(6時～8時)	2,100円
深夜訪問看護加算 深夜(22～6時)	4,200円

訪問看護医療D X情報活用加算 電子資格確認より、利用者の診療情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な看護を行った場合	50 円
◆加算の算定	
24 時間対応体制加算 イ.24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合 ロ.イ以外の場合	6,800 円 6,520 円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ） 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合、月 1 回に限り算定する。	780 円
◆病状や訪問状況、指導等によっては、以下の料金が加算されます	
特別管理加算 利用者の状態に応じて加算（1 月につき）	5,000 円※ A 2,500 円※ B
精神科緊急訪問看護加算（1 日につき） イ 月 14 日目まで ロ 月 15 日目以降	2,650 円 2,000 円
精神科複数回訪問加算 1 日 2 回の場合 （精神科在宅患者支援管理料の算定対象者）	同一建物内 1 人又は 2 人 4,500 円 同一建物内 3 人以上 4,000 円
1 日 3 回以上の場合	同一建物内 1 人又は 2 人 8,000 円 同一建物内 3 人以上 7,200 円
退院時共同指導加算 （1 回・厚生労働大臣が定める疾病等の利用者は 2 回）	8,000 円
特別管理指導加算 （厚生労働大臣が定める特別な管理が必要な利用者に追加加算）	2,000 円
退院支援指導加算 ・厚生労働大臣が定める疾病等及び特別管理加算の利用者 ・長時間にわたる療養上の支援を行った場合 15 歳未満の（準）超重症児、特別管理加算、（精神科）特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている者	6,000 円
・1 回の退院支援指導の時間が 9 0 分を超えた場合、または複数回の退院支援指導の合計時間が 9 0 分を超えた場合	8,400 円

精神科重症患者支援管理連携加算 (月 1 回：6 ヶ月を限度とする)	イ 8,400 円 ロ 5,800 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月 2 回)	2,000 円
在宅患者連携指導加算 (月 1 回)	3,000 円
看護・介護職員連携強化加算 (月 1 回)	2,500 円
専門管理加算 (月 1 回) ・緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア及び人工膀胱ケアの専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合 ・特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	2,500 円
訪問看護情報提供療養費 1 (月 1 回) 情報提供先：市区町村、都道府県、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者 対 象 者：別表第 7、別表第 8 の対象者、18 歳未満の児童	1,500 円
訪問看護情報提供療養費 2 情報提供先：保育所等、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校 対 象 者：18 歳未満の (準) 超重症児、別表第 7、別表第 8 に該当する 18 歳未満の児童 ※各年度に 1 回 ※入学、転学等に初めて在籍することとなる月に 1 回 ※医療的ケアの実施方法等を変更した月に 1 回	1,500 円
訪問看護情報提供療養費 3 (月 1 回) (保険医療機関等)	1,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000 円
訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000 円

※ A：在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態

※ B：在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、人工肛門・人工膀胱を設置している状態にある者、真皮を超える褥瘡の状態にある者、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している患者

5. その他利用料

訪問にかかる交通費	営業地域以外の訪問は公共交通機関利用の実費相当額 夜間等時間外の訪問で公共交通機関・タクシー等を利用した場合は実費負担
エンゼルケア料	16,500 円

6. 医療保険制度の適用外となる訪問看護サービス

在宅療養生活の継続と QOL の向上を図るために、利用者の選定（希望）による保険給付対象外の訪問看護等を提供することを目的とします。

平日	営業時間内	9：00～17：15	10,000／1 時間
	夜 間	17：15～22：00	12,500／1 時間
	深 夜	22：00～6：00	15,000／1 時間
	早 朝	6：00～9：00	12,500／1 時間
土、日、祝日		一 律	15,000／1 時間

備考）上記料金は、介護保険で支払われる看護サービス料の原価を参考に設定いたしております。交通費やその他の料金は、別途実費で請求させていただきます。

7. キャンセル料について

利用者からのサービス利用の中止については、前日の午後 5 時までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更・中止することができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日午後 5 時までにご連絡をいただいた場合	不要です。
当日、訪問までにご連絡をいただいた場合	2,000 円を請求いたします。
訪問までにご連絡のない場合	1 提供あたりの料金の 100%を請求いたします。

※ただし、利用者の急な入院等の場合は、キャンセル料は請求いたしません。

※止むを得ない事情により、当日のサービス変更・中止は、その都度ご相談させていただきます。

8. 利用料金の支払方法について

毎月、15 日以降に前月分の請求書をお渡し致します。

1) 利用者の指定の口座から、自動振替の場合

利用料は、1 ヶ月単位とし、当該月の利用料は、翌々月 1 日に利用者が指定する口座から振替えます。（1 日が土・日・休日の場合は、その翌日）

2) 現金払いの場合

利用料は1ヶ月単位とし、当該月分を翌月中旬までにご請求させていただきます。

訪問時に集金いたします。次回訪問時に領収証を発行いたします。

【参考】末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等

(95号告示・四)

○末期の悪性腫瘍 ○多発性硬化症 ○重症筋無力症 ○スモン ○筋萎縮性側索硬化症 ○脊髄小脳変性症 ○ハンチントン病 ○進行性筋ジストロフィー症 ○パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）） ○多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群） ○プリオン病 ○亜急性硬化性全脳炎
○ライソゾーム病 ○副腎白質ジストロフィー ○脊髄性筋萎縮症 ○球脊髄性筋萎縮症 ○慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ○後天性免疫不全症候群 ○頸髄損傷 ○人工呼吸器を使用している状態